

## 監査結果に対する措置等の状況

### 1 監査結果に対する措置等の状況

#### ○ 平成 30 年度から令和 2 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和 2 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 14 項）、平成 30 年度及び令和元年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 88 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み 88.6%（昨年度は 82.7%，一昨年度は 80.3%）」となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分		確認対象件数			措置等の状況					
		元年度	2 年度	3 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※	
2 年度 指摘・ 改善	定例 監査				58	57	1			
					17	17				
	計				75	74	1			
元年度 指摘・ 改善	定例 監査		71	6	2	4				
			22	2	1	1				
	小計		93	8	3	5				
	重点行政監査 (間接補助金)		2	0						
	計		95	8	3	5				
30 年度 指摘・ 改善	定例 監査	52	6	4	1	2	1			
		3	0	0						
	小計	55	6	4	1	2	1			
	重点行政監査 (指定管理者制度)	5	1	1					1	
	計	60	7	5	1	2	1		1	
合計				88	78	8	1		1	

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

【参考：各年度指摘分の改善状況（令和 3 年度現在）】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和 2 年度	75 件	74 件	98.7%
令和元年度	95 件	90 件	94.7%
平成 30 年度	60 件	56 件	93.3%

## 2 改善が図られた主な事項

### (1) 委託契約の適正化について（令和2年度定例監査）

- ① 一連の業務を、合理的な理由なく分割して発注し、競争入札を実施していないものについて、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性を確保するため、一括発注による競争入札を実施することとされた。（農林水産局）
- ② 委託契約において、具体的な理由なく随意契約をするとともに、契約内容が仕様書で明確に定められていなかったことについて、具体的な随意契約理由を記載するとともに、仕様書に位置図を添付するなど、契約内容を明確に定めることとされた。（土木建築局）
- ③ 委託契約において、知事ではなく、課長名で契約を締結していたものについて、広島契約規則を徹底させ、承認及び決裁権者においても漏れなく確認することとされた。（商工労働局）

### (2) 決裁手続き等の適正化について（令和2年度定例監査）

公の施設の利用料金について、必要な決裁等を経ず特定の者に対し減免することとしていたものについて、広島県決裁規程の解釈に疑義がある場合は、決裁規程の所管課にも解釈方法について確認を取るなど、適正な事務手続の徹底が図られた。（環境県民局）

### (3) 行政文書の適正管理等について（令和2年度定例監査）

- ① 起案や契約書の所在が不明となっているものについて、所在を確認するとともに、再発防止策として課内で今回の事例を周知共有するなど、適正な文書管理に取り組むこととされた。（健康福祉局）
- ② 起案文書の作成について、文書管理システムによらないことが常態化している機関があったものについて、広島県文書等管理規程に基づき文書管理システムを利用し、事務の効率化・高度化が図られた。（危機管理監，土木建築局）

### (4) 備品等の管理について（令和2年度定例監査）

備品や借受物品について、備品出納簿に記録管理すべき備品等の登録が行われていないものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（環境県民局，健康福祉局，商工労働局，土木建築局，教育委員会事務局）

### (5) 契約事務に係る不適正な事項について（令和2年度定例監査）

消防用設備保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備について記載した特記仕様書が実際の種類や数量と相違しているものが見受けられたが、原因の分析を行うとともに、現物確認に基づく仕様書の作成や組織でのチェック体制の強化等による再発防止策が講じられ、適正な事務処理の徹底が図られた。（総務局，健康福祉局，商工労働局，教育委員会事務局）

## 3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

### 県立広島病院の医業未収金等の縮減について（令和元年度定例監査）

県立広島病院の長期未収金については、その縮減に向けて取組が進められているが、依然として多額であることから、未収金の解消に向けた取組を一層強化するとともに、未収金の新規発生を防止する対策を講じる必要がある。（病院事業局）